

別表（第3条、第4条、第10条、第14条関係）

1 自家消費型太陽光発電設備

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及及び再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	住宅等に太陽光発電設備を設置する者	
補助対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2—ア—（ア）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</p> <p>(3) 長与町内に設置されるものであること。</p> <p>(4) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>	
補助金額	<p>(1) 申請者が個人の場合にあっては7万円/kW、申請者が事業者の場合にあっては5万円/kWとする。</p> <p>(2) 1件当たりの補助上限額を100万円とする。ただし、2の家庭用蓄電池に係る補助金額との合計金額とする。</p>	
交付申請書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<p>(1) 申請者の確認書類として、次のアからウまでの区分に応じて掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 個人の場合 運転免許証の写し、住民票の写し等</p> <p>イ 法人の場合 登記事項証明書の写し</p> <p>ウ 個人事業者の場合 営業許可証、開業届出書、確定申告の写し等</p> <p>(2) 市町村民税に係る完納証明書の写し（申請日の属する年度に取得したもの）</p> <p>(3) 施工業者等確認表（様式第2号）</p> <p>(4) 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第3号）</p> <p>(5) 補助対象事業費内訳書（様式第4号）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 誓約書（様式第5号） (7) 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの） (8) 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等） (9) 機器配置図（太陽光パネル・蓄電池） (10) 補助申請等手続を代理人に委任する場合には、補助金申請等に係る権限の委任状（様式第6号） (11) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
実績報告書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第11号）
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末（当該日が休日の場合は、その前営業日。以下同じ。）まで
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備実績提出書類確認表（様式第12号） (2) 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第14号） (3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し (4) 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類 (5) 既存住宅に設置する場合には、補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 (6) 事業の完了が確認できるカラー写真 (7) 電力会社の系統との接続契約書の写し (8) 余剰電力を売電する場合には、売電契約書の写し (9) 蓄電池を設置する場合には、太陽光発電設備と直接関係していることが確認できる書類 (10) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は補助対象外とする。 (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (3) 太陽光発電設備に係る工事の契約日は、補助金の交付決定日以降であること（(4)の場合を除く。）。 (4) 新築住宅の工事にあわせて太陽光発電設備の工事を行う場合は、当該設備の工事着工日が補助金の交付決定日以降であること。 	